



事務連絡
平成 28 年 5 月 13 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 28 年熊本地震の発生に伴う重度障害者の入院に係る支援について

平成 28 年熊本地震の発生に伴い、被災地の医療機関においては通常以上の患者を診療する等、緊急的な対応が行われているところである。

この中で、生活の支援に当たりコミュニケーションなど特別な技術が必要な重度障害者が、地震によりかかりつけの医療機関以外に入院するなどの場合があることを踏まえ、生活の支援に当たり特別な技術が必要な重度障害者の震災による入院中の生活の支援について、下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 今般の地震により被災し入院した重度の障害者であって、入院中の看護に当たりコミュニケーションなど特別な技術が必要な重度障害者（以下、「患者」という。）については、入院前から支援を行っており、当該患者のコミュニケーション技術や生活上の特性を熟知している支援者（以下、「支援者」という。）が、その入院中に付き添い、患者の生活に係る支援を実施して差し支えないこと。
2. 1 による支援は、保険医療機関の職員が、当該患者のコミュニケーション等の技術を習得するまでの間において行われるものであること。
3. 1 により支援が行われる場合においては、支援者は患者の生活に係る支援のみを行うものであり、当該保険医療機関の看護要員による看護を代替し、又は看護要員の看護力を補充するようなことはあってはならないこと。
4. 支援者は、1 による支援を行う場合は、当該保険医療機関の職員と十分に連携をとり、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿うよう努めること。
5. 保険医療機関は、1 により支援が行われる場合であっても、支援者の付添いを入院の要件とし、又は支援者に当該保険医療機関の看護の代替となるような行為を求めているはならないこと。

以上

